

調査票を記入する前に、必ずお読みください。

科学技術研究調査

調査票記入上の注意

(大学等用)



この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査対象となった大学等には報告の義務が定められています。秘密の保護には万全を期しており、また、統計作成以外の目的（税の資料など）に使われることは決してありませんので、ありのままを記入してください。なお、報告義務違反には罰則があります。

調査票の記入に当たりましては、この「調査票記入上の注意」（統計局のホームページ <https://www.stat.go.jp/data/kagaku/index.htm> から参照できます。）を参照の上、必要な事項を記入し平成30年7月15日までにご返送ください。

○調査票の概要

調査票は、大きく分けて次の三つの部分からなります。

1. 組織の概要 1～2 面

学部、研究所等の概要について記入していただきます。

記入要領については、3～5ページの説明をご覧ください。

2. 研究関係従業者の現況 2～5 面

平成30年3月31日現在の、研究関係従業者の人数について伺います。

記入要領については、6～14ページの説明をご覧ください。

3. 研究費等の現況 5～8 面

平成30年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間の、研究関係の経費について伺います。

記入要領については、15ページ以降の説明をご覧ください。

○提出期限

平成30年7月15日までにインターネット又は郵送によりご回答ください。

調査票を郵送する場合は、記入の済んだ調査票を返信用封筒に入れて投函してください。切手は不要です。

ご提出いただいた後に、結果の集計を行う独立行政法人統計センターから記入内容について確認の電話をさせていただく場合があります。お手数ですが、記入内容を確認できるようにしておいていただきますよう、お願いいたします。

なお、調査票は機械処理を行いますので、折り目以外では折らないようにしてください。

全般的な注意事項

- ・ 値の記入に当たっては、単位未満は四捨五入してください。
- ・ 該当数値があるものの、四捨五入の結果「0」となった場合は、「0」と記入してください。
- ・ 該当金額がない場合は、「0」は記入せず、空欄のままにしてください。
- ・ マイナスの値を記入する場合は、数値の前に「-」を付けてください。
- ・ 金額については、消費税や各種手数料を含めた金額を右つめで記入してください。
- ・ 昨年の調査で報告された数値と今回の数値とが大きく変動しているような場合には、調査票の備考欄にその要因等を記入してください。
- ・ 調査票の記入には、必ず黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。間違えた場合は、消しゴムできれいに消して書き直してください。調査票は機械処理を行いますので、ボールペンで記入したり、修正ペンや修正テープで訂正した場合、機械で正しく読み取れないことがあります。

用語の定義

○「研究」について

この調査における研究とは、事物、機能、現象などについて新知識を得るために、又は、既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力及び探求をいいます。

なお、この調査では大学の教員（6ページ参照）、大学院博士課程在籍者（※）、医局員等は、実際の勤務・活動の態様に関わらず、研究を行っている者（研究者）とします。

※ 博士前期課程及び5年一貫制の博士課程の1～2年次の在籍者は除きます。

○「研究関係業務」について

この調査は、研究関係業務について人数、費用などを調査します。この調査でいう「研究関係業務」とは、研究者による研究活動のほか、庶務・会計の事務など、研究活動を支えるために必要なあらゆる関連業務をいいます。

（補足）

附属病院における研究関係業務について

医学部等の附属病院における医療活動については、次の例を参考に区分してください。

○研究関係業務とするもの

一般に高度医療と呼ばれるもののうち、特定の研究プロジェクトの一部として行われる実験的な治療及びそのプロジェクトの一環として行われる標本観察、検査、試験などの活動を研究関係業務とします。

○研究関係業務としないもの

- （1） 学生に対する教育活動
- （2） 外来患者に対する診断、検査、試験、分析、事務、案内等
- （3） 典型的な治療法による診療行為、リハビリテーション
- （4） 定期健康診断、健康相談、指導など
- （5） 製薬会社等から受託している治療試験（治験）

調査票第1面

〔1〕大学等の種類

組織の種類については、下記の分類に従って選択し、ぬりつぶしてください。

501 大学等の種類	1 大学 の 学部	2 短期 大学	3 高等 専門 学校	4 大学 附置 研究所	5 大学 共同 機関	6 そ の 他
該 当 区 分	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>				

- 1 大学の学部…………… 学部，大学院研究科及びそれらの附属研究施設をいいます。
- 2 短期大学…………… 2年制又は3年制（医療技術短大）の短期大学をいいます。
- 3 高等専門学校…………… 高等専門学校をいいます。
- 4 大学附置研究所……… 国立大学の場合は，中期目標により設置される附置研究所をいいます。
公立・私立大学の場合は，学部から独立した（法人直轄，本部直轄など）
研究所・研究施設をいいます。
- 5 大学共同利用機関……… 国立大学法人法で定める大学共同利用機関法人及び同法人の設置する
大学共同利用機関をいいます。
- 6 その他…………… 独立行政法人国立高等専門学校機構など学校以外の組織，国立大学の
学内共同教育研究施設，全国共同利用施設，公立・私立大学の学部から
独立した設備等の共同利用を主目的とする施設がここに該当します。

調査票第2面

〔3〕 研究内容の学問別区分

学部，研究施設の教育研究の内容が複数の分野にわたる場合は，関係する分野をそれぞれぬりつぶし，教員数や研究課題などから最も中心と判断される研究の学問分野について，「うち主なもの」をぬりつぶしてください。

503 学問別区分	1 文 学	2 法 学	3 経 済 学	4 人 文 ・ 社 会 学 の 他	5 理 学	6 工 学	7 農 学	保 健		10 家 政 学	11 教 育 学	12 そ の 他
								8 医 学 ・ 歯 学	9 そ の 他			
該 当 区 分	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
うち主なもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- (1) 人文・社会科学から自然科学まで幅広く扱う「教養学」系に属する学部については「12 その他」としてください。
- (2) 情報処理については，数学的理論は「5 理学」を，ハードウェア開発とソフトウェア開発は「6 工学」を選択してください。また，情報処理を用いて人文・社会科学の課題を解析しようとする研究は，その目的から判断して人文・社会科学の区分を選択してください。
- (3) 看護学は「保健」の「9 その他」を選択してください。
- (4) 体育学やスポーツ科学は「11 教育学」を選択してください。
- (5) 国立大学の留学生センター（これに準ずるものを含む）は「12 その他」を選択してください。

調査票第2面

〔4〕従業者数

平成30年3月31日現在における貴学部・研究所等の従業者（3月31日付退職者も含む。）を、下表の区分に従って記入してください。ただし、3月31日時点では在籍していないが、それ以外の期間の大部分在籍しているような者は従業者に含めてください。

各区分の定義は下表のとおりです。記入例については、9ページを参照してください。

研究関係従業者の区分		
① 研究者	本務者／教員	教授、准教授、助教及び講師などで、貴学部等に本務を置く者をいいます。 <u>助手は、実際の活動により区分してください。</u> 同一大学内で複数の学部勤める教員については、活動時間の多い側で本務者／教員として記入し、他方では何も記入しないでください。
	本務者／大学院博士課程の在籍者	大学院博士課程の在籍者※をいいます。大学院博士課程を3月31日以前に卒業した者も含めます。なお、リサーチアシスタント等として他大学から派遣されている者は、学生として在籍する学部で人数を記入するので、勤務先では記入しないでください。 ※ 博士前期課程及び5年一貫制の博士課程の1～2年次の在籍者は除きます。
	本務者／医局員	医学部等に所属し、大学附属病院及び関連施設において診療、研究、教育に従事している医者をいいますが、学校に対して授業料等を納めている者は学生（研究生）として扱うので人数に含めません。
	本務者／その他の研究員	研究室等において勤務する研究員（「教員」、「医局員」及び「大学院博士課程の在籍者」に該当しない者）をいいます。また、ここには、博士の学位を取得後、競争的資金を獲得した機関・研究者により一定期間給与を支払われながら研究を継続している者及び当該機関において内規などの受け入れ規定に基づき無給で研究を継続している者等（いわゆるポストドクター）を含めます。ただし、学校に対して授業料等を納めている者は学生（研究生）として扱うので人数に含めません。
	兼務者 (学外からの研究者)	<u>他大学等に本務があり、共同研究等で一時的に貴学部等で研究に従事している研究者をいいます。</u> ただし、 <u>学生に対する講義のみを行う者（非常勤講師など）は、兼務者ではなく⑦研究以外の業務に従事する従業者とします。</u>
②研究補助者	研究者の指示に従い資料収集、検査・測定、試験、記録、経常的観測作業などに従事して、研究者を補佐する者をいいます。 なお、大学院博士課程の在籍者が同一大学内でリサーチアシスタント等の研究者を補佐する業務を行っている場合については、「研究補助者」には記入せず、「大学院博士課程の在籍者」に記入してください。	
③技能者	研究活動に対して研究者又は研究補助者の指導・監督の下に専門的な技術サービスを提供することを職務とする者をいいます。検査・測定専	

	門の技師，無菌動物の飼育に従事する者，試験用材料の作成・加工に従事する者などが該当します。
④ 研究事務その他の関係者	庶務，経理，福利厚生，研究組織・施設を運用するために必要な関係者すべてをいい， <u>運転や清掃，警備などの間接サービスを行う人は除きます。</u> また，特に専門的な技能・知識を要しない研究関係業務（例えば試験用農場の手入れなど）に従事する労務者もここに含まれます。
⑥ 任期無し研究者	「本務者」の「教員」欄又は「その他の研究員」欄に記入した者のうち，雇用契約期間の定めがない者（定年までの場合を含む。）の数を記入してください。この欄には，あん分した値ではなく実数を記入してください。
うち 40 歳未満	任期無し研究者のうち，平成 30 年 3 月 31 日現在，40 歳未満の者の数を記入してください。
⑦ 研究以外の業務に従事する従業者	貴学部等に勤務する者のうち，上記の区分に該当しない者すべてをいいます。 また，学生に対する講義のみを行う者（非常勤講師など）は，兼務者ではなく⑦研究以外の業務に従事する従業者とします。

- (1) 従業者数には，(ア) 貴学部・研究所等の従業者（他へ出向させている者を除く。）のほか，(イ) 貴学部・研究所等が受け入れている労働者派遣法に基づく派遣労働者，(ウ) 貴学部・研究所等が受け入れている出向者を含みます。

ここでいう出向とは，ある者が自己の使用者を離れて第三者の下で就労すること（請負，委任を除きます。）をいいます。

- (2) 大学本部に勤務する職員については，各学部へ均等にあん分して記入してください。原則としては「研究以外の業務に従事する従業者」となりますが，特に研究関係の事務を行う者（例えば研究協力係）については，「研究事務その他の関係者」とします。
- (3) 教員が同一大学内で複数の学部・研究所等を兼務する場合については，研究室の所在する学部，あるいは担当する講義時間数の多い学部など，その活動の割合が最も大きい学部等で記入してください。なお，活動の割合が小さい学部・研究所等では記入しません。また，兼務者としても記入しません。

※ 助手は，実際の活動により区分してください。

- (4) 「任期無し研究者」における出向者の取扱いについて，ここでいう任期とは，出向元での雇用契約期間の定めのことであり，貴学部・研究所等での出向期間のことではありません。

(次のページに続きます。)

※ ポストドクターについて

ポストドクターとは、博士の学位を取得後、任期付で任用される者であり、①大学等の研究機関で研究業務に従事している者（注）であって、教授・准教授・助教・助手等の職にない者や、②独立行政法人等の研究機関において研究業務に従事している者のうち、所属する研究グループのリーダー・主任研究員等でない者のことをいいます（博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を取得の上退学した者（いわゆる「満期退学者」）を含みます。）。

（注） 研究機関の規定等に基づいて受け入れられ研究活動に従事している者であれば、研究機関との雇用関係がなく給与等の支払いが発生しない場合であっても、本調査の対象となります。

ア 「研究関係従業者数の合計」には、「研究以外の業務に従事する従業者」(符号 530) を含みません。

【4】従業者数（3月31日現在）を記入してください

○ 研究関係業務に従事している外部からの出向者も記入の対象としてください。

	実 数				うち 女 性						
	万	千	百	十	人	万	千	百	十	人	
研究関係従業者数の合計 (505, 510~513の計 515, 520~523の計)	504			3	0	514			1	0	
研究者①	本 教 員	505			2	2	515			8	
		506			1	4	516			5	
		507				6	517				2
		508				2	518				1
		509					519				
		510				1	520				
研究補助者②	511					521					
技能者③	512					522					
研究事務その他の関係者④	513				7	523				2	
本務者のうち博士号取得者⑤	524				15	525				5	
任期無し研究者⑥	526				10	528				5	
	うち40歳未満	527				3	529			1	
研究以外の業務に従事する従業者⑦	530				28						

イ 大学院博士課程の在籍者は後期（3年～5年）をいいます。
ウ 大学院博士課程の前期（1年～2年）の者と大学院修士課程の在籍者は研究関係従業者とはしません。

エ 本人又は派遣元企業が授業料等を負担する研究生は、学生として扱いますので研究者とはしません。

オ 「本務者／教員」, 「本務者／医局員」及び「本務者／その他の研究員」欄に記入した者のうち、博士号を取得している者の数を記入してください。

カ 「本務者／教員」又は「本務者／その他の研究員」欄に記入した者のうち、雇用契約期間の定めがない者（定年までの場合を含む。）の数を記入してください。

キ 「うち40歳未満」には、「任期無し研究者」のうち、平成30年3月31日現在、40歳未満の者の数を記入してください。

ク 「研究事務」と「研究以外の事務」を兼務している者については、その従業時間の割合などをもとに、④研究事務その他の関係者と⑦研究以外の業務に従事する従業者にあん分して記入してください。

なお、①研究者～③技能者までについては、研究以外の業務（教育活動など）とあん分して記入する必要はありません。

(例) 学部事務局の4人の庶務・経理関係の職員が、おおむね勤務時間の3分の2程度を研究室に關係する事務の処理にあてている場合。

$$4 \times 2/3 = 2.67 \approx 3 \quad \rightarrow \quad \text{④研究事務その他の関係者} \quad 3人$$

$$4 - 3 = 1 \quad \rightarrow \quad \text{⑦研究以外の業務に従事する従業者} \quad 1人$$

調査票第3面

〔5〕採用・転入・転出研究者数

(1) 平成29年4月1日から30年3月31日の間に、「〔4〕従業者数」の「教員」、「医局員」及び「その他の研究員」に当たる者で異動した者を記入してください。

なお、国立大学及び公立大学については大学内の異動は含みません。また、私立学校については学校法人内の異動は含みません。

ア 「新規採用者」とは、いわゆる新卒採用者をいいます。最終学歴修了後、アルバイトやパートタイムの勤務、大学や研究機関の臨時職員（1年未満の契約）としての雇用などの経験のみの者もここに区分してください。

	総 数				うち女性										
	531	万	千	百	十	一	人	547	千	百	十	一	人		
新規採用者数					5										
うち自然科学部門	532				4			548							
理 学	533							549							
工 学	534							550							
農 学	535				3			551							
保 健	536				1			552							
う ち 医 学	537							553							
う ち 歯 学	538							554							
う ち 薬 学	539				1			555							
									540	万	千	百	十	一	人
転入研究者数					3										
会 社	541				1										
非営利団体	542														
公的機関	543														
大 学 等	544				2										
そ の 他	545														
転出研究者数	546							557							

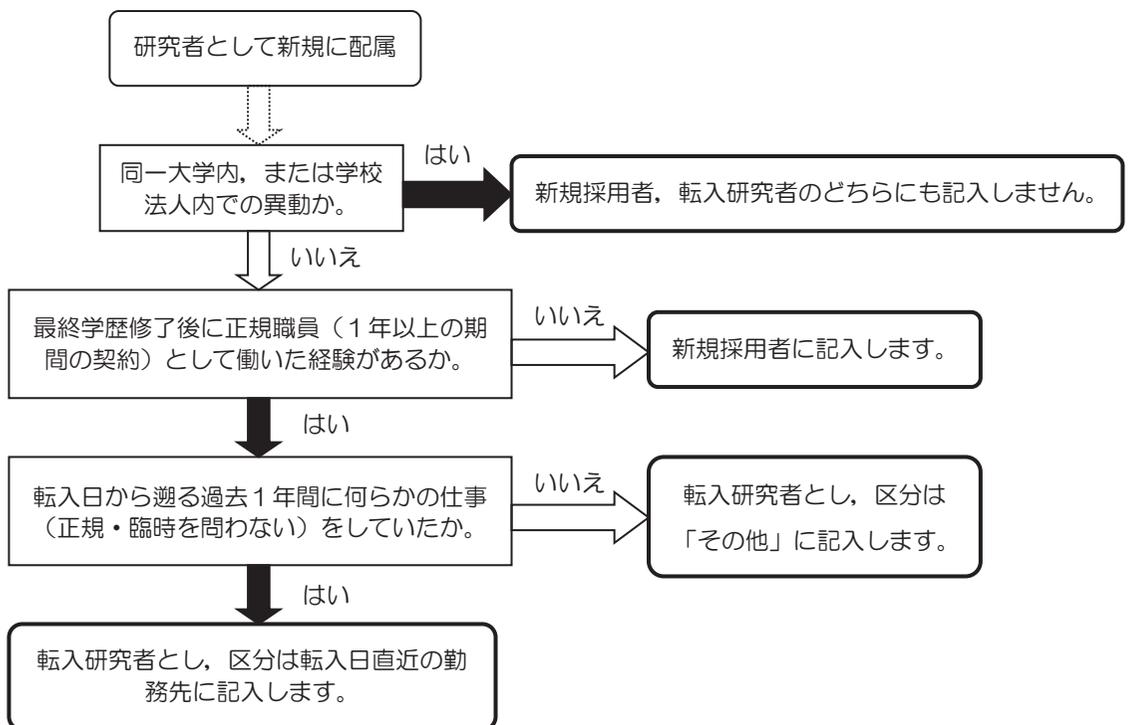
イ 「転入研究者」とは、新規採用者を除く者をいいます。

- 「会社」、「非営利団体」、「公的機関」、「大学等」は、国内の組織をいいます。
- 「非営利団体」には、医療法人等も含まれます。詳しくは26ページをご覧ください。私立の小中高校からの転入者は、この区分に記入してください。
- 「公的機関」とは、25～26ページ「組織分類表」の「公的機関」のうち、「③国・公立大学」を除く組織をいいます。公立の小中高校からの転入者は、この区分に記入してください。
- 「その他」とは、海外の組織から転入した者のほか、自営業の者、無職の者をいいます。

例えば、複数の大学で非常勤講師をしている者など、特定の組織に籍を置かず個人として契約している者もここに区分してください。

ただし、1年以内にa～cに該当する前職がある場合には、その前職に従って区分してください。

- (2) 新規採用者のうち、自然科学に関する研究を行う部署に配属された者は、研究内容別に記入してください。研究内容による分類が困難な場合には、最終学歴を参考にして記入してください。ただし、就職後、学歴とは異なる研究に従事している場合は、学歴で判断せず、配属時の研究内容を優先させて判断してください。研究内容の専門分野については、13～14 ページの「研究者専門別内訳の内容例示」を参考してください。
- (3) 転入した者は、転入前の勤務先を、25～26 ページの「組織分類表」によって区分して記入してください。
- (4) 転出研究者は、貴学部等から外部に転出した者を記入してください。
また、退職者（3月31日付の者も含む。）も転出研究者に含めてください。
※ 3月31日付退職者は「〔4〕従業者数」にも含めます。
- (5) 新規採用者と転入研究者は下記のとおり区分してください。



調査票第4～5面

〔6〕研究本務者の専門別内訳

「〔4〕従業者数」で記入した研究者（符号 505）を、その専門的知識別に分類して記入してください。専門的知識による分類が困難な場合には、最終学歴を参考にして記入してください。ただし、就職後、学歴とは異なる業務に従事している場合には、学歴で判断せず、現在の業務内容を優先させて判断してください。専門分野については、次ページの「研究者専門別内訳の内容例示」を参考にしてください。

※ ソフトウェアのプログラミングについては、理学の「情報科学」に含まれます。

〔6〕研究本務者の専門別内訳を記入してください（3月31日現在）

合計		総数		うち女性		「専門別内訳」では、「〔4〕従業者」の「本務者」数（505及び515）の内訳を専門的知識別に記入してください。		
559～602の計	604～647の計	558	603	560	605			
		2	2	8	8			
人文・社会科学部門	文学	559		604		学 部 門 (続 き)		
	史学	560		605				
	哲学	561		606				
	その他	562		607				
	法学・政治	563		608				
	商学・経済	564		609				
	社会学	565		610				
	その他	566		611				
	自然科学部門	数学	567	5	612			自 然 科 学 部 門 (続 き)
		情報科学	568	10	613		5	
物理学		569		614				
化学		570		615				
生物学		571		616				
地学		572		617				
その他		573		618				
機械・船舶		574		619				
電気・通信		575	7	620	3			
土木・建築		576		621				
工学部門	応用学	577		622		工 学 部 門 (続 き)		
	応用学	578		623				
	原子力	579		624				
	心理学	599		644			そ の 他 の 部 門 (続 き)	
	家政	600		645				
	教育その他	材料	580		625			保 健 部 門 (続 き)
		繊維	581		626			
		航空	582		627			
		経営学	583		628			
		その他	584		629			
農学		585		630				
農芸学		586		631				
農業学		587		632				
農林学		588		633				
林学		589		634				
林産	590		635					
獣医・畜産	591		636					
水産	592		637					
その他	593		638					
医学	594		639					
歯学	595		640					
薬学	596		641					
看護	597		642					
その他	598		643					
教育	601		646		そ の 他 の 部 門 (続 き)			
芸術その他	602		647					

「合計」（符号 558）が、「〔4〕従業者数」の「研究者」（符号 505）と同じ人数になるので、注意してください。同様に、「うち女性」の「合計」（符号 603）も、「うち女性」の「研究者」（符号 515）と同じ人数になります。

研究者専門別内訳の内容例示

部門別	区 分	内 容 例 示
人文・ 社会科学部門	人文学	文学 文学, 文芸学, 言語学, 外国文学, 児童文学など 史学 史学, 地理学など 哲学 哲学, 宗教学など ※心理学は、「その他の部門」の「心理学」に記入してください。 その他 人文学, 文化学, 図書館学, 文化人類学, 人間関係学, 行動科学など
	社会科学	法学・政治 法学, 政治学, 行政学など 商学・経済 商学, 経済学, 経営学, 会計学, 流通学, 金融学, 産業学, 経営工学, 経営情報学, 経済情報学, 経営システム学など 社会学 社会学, 新聞学, 広報学, 社会福祉学, 介護福祉学, 観光学など その他 国際関係学, 政策科学など ※社会心理学, 福祉心理学等の心理学に関する分野については、「その他の部門」の「心理学」に記入してください。
自然 科学 部門	理学	数学 数学, 数理学, 情報数理学, 計算科学など 情報科学 情報科学, 計算機科学, コンピュータ科学, ソフトウェア学, ソフトウェア工学など 物理学 物理学, 物性学, 天文学, 宇宙物理学など 化学 化学, 基礎化学, 高分子学, 生物応用化学など 生物学 生物学, 生化学, 動物学, 植物学, 生物科学, 生物資源学, 生命科学など 地学 地質学, 鉱物学, 地球科学, 地理学など その他 海洋科学, 経営理学, 物質理学など
	工学	機械・船舶 機械工学, 精密機械工学, 交通機械工学, 生産工学, 機械情報工学, 機械電子工学, 機械制御工学, ロボティクス学, 船舶工学など 電気・通信 電気工学, 通信工学, 電子工学, 電子材料工学, 電子物理工学, 情報処理工学, 情報システム工学, 電子制御システム工学, メディア通信工学, 情報ネットワーク学, 光システム工学など ※ソフトウェア学やソフトウェア工学等のソフトウェア開発に関する分野は、「理学」の「情報科学」に記入してください。 土木・建築 土木工学, 建築工学, 交通工学, 衛生工学, 都市工学, 都市システム工学, 建設都市工学, 環境建設学, 環境デザイン工学, 環境計画学など 応用化学 応用化学, 工業化学, 合成化学など 応用理学 応用理学, 応用物理学など 原子力 原子力工学, 原子工学など 材料 鉱山学, 資源工学, 鉱山土木学, 金属工学, 金属材料学, 機械材料工学, 材料機能工学, 材料加工学, 材料工学, 素材工学, 材料プロセス工学など 繊維 繊維工学, 繊維化学, 繊維染科学, 繊維機械学, 有機材料工学, 高分子材料工学など 航空 航空宇宙工学, 航空学など 経営工学 経営工学, システムマネジメント工学など その他 写真工学, 印刷工学, 画像工学, 音響設計学, エネルギー工学, 社会システム工学, 福祉環境工学, 環境設計学, 工芸学, 工業デザイン学など

部門別	区 分	内 容 例 示
自 然 科 学 部	農 学	農学, 園芸学, 農業生物学, 経営農学, 農業生産学, 植物防疫学, 環境緑地学, 植物資源学など
	農芸化学	農芸化学, 園芸化学, 醸造学, 食品化学など
	農業工学	農業工学, 農業土木学など
	農業経済	農業経済学, 農村経済学など
	林 学	林学, 森林科学など
	林 産	林産学, 林産工学など
	獣医・畜産	獣医学, 畜産学, 酪農学, 畜産経営学, 畜産食品工学, 動物資源科学など
	水 産	水産学, 漁業学, 増殖学, 水産養殖学, 栽培漁業学, 水産化学, 水産食品学, 海洋生物資源学など
門 (続 き)	その 他	食品栄養学, 生産環境学, 環境保護学, 環境資源科学, 農林生産学, 食品流通学など
	医 学	医学
	歯 学	歯学
	薬 学	薬学, 薬剤学, 衛生薬学, 製薬学など
	看 護	看護学, 衛生看護学など
その 他	保健衛生学, 医療工学, 臨床検査技術学, 理学療法学, 栄養学, 医療経営管理学, 医療福祉学など ※臨床心理学等の心理学に関する分野については、「その他の部門」の「心理学」に記入してください。	
そ の 他 の 部 門	心 理 学	心理学, 臨床心理学, こども心理学, 社会心理学, 行動心理学, 福祉心理学, 教育心理学など
	家 政	家政学, 食物栄養学, 住居学, 生活環境学, 生活福祉学など
	教 育	教育学, 学校教育学, 体育学, スポーツ科学など
	芸術・その 他	商船学, 航海学, 美術学, 音楽学など

調査票第5面

〔7〕 支出総額

平成30年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間分の決算の収支計算書をもとに、支出総額を記入してください。この支出総額は後述「〔8〕 内部で使用した研究費」の総額のことでなく、研究以外の部門も含んだ、学部又は研究所全体の支出額です。

ただし、借入金の返済、引当金、有価証券等購入の金額は含めません。

※ 私立大学においては、「資金収支計算書」の消費的支出及び資本的支出をもとにして、支出額の総額を記入してください。

〔8〕 内部で使用した研究費

平成30年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間の、研究関係業務に対して支出した費用を記入してください。ただし、人件費については、「〔4〕 従業者数」のうち①研究者、②研究補助者及び③技能者については、研究以外の業務（例えば教育関係業務）も含んだ給与等の総額を、④研究事務その他の関係者については、研究関係業務に相当する額のみを記入してください。

なお、ここでは「外部へ支出した研究費」を含めないようご注意ください。

- (1) 調査票の説明にある「外部から受け入れた資金」とは、受託費、科学研究費、補助金、交付金等をいいます。国立大学が国から受け入れた運営費交付金及び施設整備費補助金は「自己資金」として扱います。
- (2) 人件費、原材料費、リース料及びその他の経費については、決算日末に未払い分が残っていれば、その分を含めて記入してください。

購入した有形固定資産の支払い方法が割賦などの場合は、平成30年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間に支払った額ではなく、購入価格の合計を記入してください。

総 額	649	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
(650～652、656,658,659の計)						7	1	0	0	0	0
人 件 費 ①	650					2	2	6	8	8	
原 材 料 費 ②	651					1	9	1	2	7	
有形固定資産の 購入費 ③	652					6	1	0	0		
土地・建物など	653							6	3	0	
機械・器具・装置 など	654							4	9	4	0
その他の有形固 定資産	655							5	3	0	
無形固定資産の 購入費 ④	656							2	5	0	
うちソフトウェア	657							2	5	0	
リ ー ス 料 ⑤	658							1	1	8	5
そ の 他 の 経 費 ⑥	659							2	1	6	5

①人件費

ア 給与、賞与、各種手当、退職金、福利厚生費、社会保険料の雇用主負担分など、研究関係従業者を雇用するために必要な経費全般をいいます（退職給与引当金は除きます。）。

イ 兼務者に対して支払われた旅費、謝金等も含みます。ただし、講義のみの外部講師（兼務者として扱われない者）に支払われた旅費、謝金等は含めないでください。

ウ 労働者派遣法に従って人材派遣会社から派遣されている者にかかる費用は、人件費として記入します。

エ 「〔4〕従業者数」で「⑦研究以外の業務に従事する従業者」とされた者に対する給与は除きます。

オ 「④研究事務その他の関係者」の人数が「⑦研究以外の業務に従事する従業者」との間であん分によって求められている場合、人件費についても同じ比率であん分し、「研究関係の従事者」に相当する額のみを記入してください。

※ 運転や警備、清掃などの間接サービスを行う人の経費は「その他の経費」に含めてください。

②原材料費（消費税を含めて記入してください。）

ア 研究に必要な試作品費、消耗器材費、実験用小動物の購入費、餌代などの費用です。

イ 外部に製作を委託した試作品、実験用模型などの費用も含めてください。

ウ 印刷費、図書費（③有形固定資産の購入費に含まれるものを除く。）については「その他の経費」としてください。

③有形固定資産の購入費（消費税を含めて記入してください。）

有形固定資産の購入費を「土地・建物など」「機械・器具・装置など」「その他の有形固定資産」に分けて記入し、その合計を「有形固定資産の購入費」（符号 652）に記入してください。

※ 「土地・建物など」「機械・器具・装置など」「その他の有形固定資産」の説明は17～18ページにあります。

④無形固定資産の購入費（消費税を含めて記入してください。）

ア 研究のために使用したソフトウェア（コンピュータソフトウェア）のほか、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権、借地権、地上権、鉱業権、漁業権、営業権、電話加入権などの購入費です。

イ 他者の保有する特許に関する使用料（ロイヤリティ）については、「その他の経費」としてください。

なお、自らの研究開発成果の特許出願に係る費用や特許維持料（特許年金）については、研究費には含めないでください。

ウ ソフトウェアの購入費については、10万円以上（※）となるもので、インストールや設定作業、仕様変更などの附随的修正作業の費用、年間のライセンス料も含めることとし、「うちソフトウェア」（符号 657）にも記入してください。

なお、機械等に組み込まれたソフトウェアについては、有形固定資産の「機械・器具・装置など」に記入してください。

※ 通常1単位として取引されるその単位ごとに判定します。例えば、1ライセンス単位で購入できるソフトウェアの場合は、1ライセンス当たりの購入金額で判定します。

「うちソフトウェア」の説明は18ページにあります。

⑤リース料（消費税を含めて記入してください。）

リース契約（ファイナンスリース含む。）に基づいて支払った金額を記入してください。

※ リース契約とは、長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいい、土地・建物の賃借、短期間のレンタル、チャーター等は含みません。

⑥その他の経費（消費税を含めて記入してください。）

ア 固定資産とにならない少額の装置・備品等の購入費用はここに記入してください。

イ 外部に委託した試験・計測・検査などの費用もここに含めます。

ウ 賃借料、光熱水道費、通信費、火災保険料などの経費は、研究部門の経費とみなされる分を、人数などによりあん分して記入してください。

エ 研究のための有形固定資産にかかる固定資産税や研究のために要した旅費、印刷費、図書費（③有形固定資産の購入費に含まれるものを除く。）などもここに含めます。

オ 運転や警備、清掃などの間接サービスを行う人の費用はここに含めます。

※ 研究が行われている限り、この欄が「0」となることは通常ありません。記入漏れに注意してください。

「③有形固定資産の購入費」の内訳について

③-1 土地・建物など

ア 不動産取得の際にかかる手数料、税も含みます。

イ 船舶や航空機も含みます。

ウ 新規取得のほか、修繕や増築、改造の費用も記入してください。

エ 会計上の修繕引当金は（実際に支出した費用ではないので）記入しないでください。

オ 研究以外の業務との共用施設の場合、床面積などを基準にして、研究部門の経費分をあん分して記入してください。

（例）1億円の建物を建築し、そのうち約5分の1の面積を研究部門が使用している場合は、2000万円と記入してください。

③-2 機械・器具・装置など

ア 有形固定資産として計上される耐用年数が1年以上で、かつ取得金額が10万円以上の装置、備品等（この条件に当てはまる限り図書も含まれます。）の購入費を記入してください。

イ 減価償却費ではなく、実際の購入価額を記入してください。消費税も含めます。

ウ 不動産と同様に、研究以外の業務と共用の物品については、おおよその使用割合によりあん分して記入してください。

※ 機械・器具・装置の修繕費や移設費は「その他の経費」に含めてください。

③-3 その他の有形固定資産

ア 建設仮勘定や、固定資産として扱われる動植物（牛・馬や果樹など「果実」を生産するもの）の購入費を記入してください。

イ 建設仮勘定は、建築完了時に「土地・建物など」、「機械・器具・装置など」の項目と精算されるように記入します。

（例）前期までに建設仮勘定として7000万円を計上済みで、今期に1億円の建物と5000万円の装置が完成した。

(単位：万円)	
有形固定資産の購入費	8000
土地・建物など	10000
機械・器具・装置など	5000
その他の有形固定資産	-7000

完成総額を記入	
○完成総額（建物）	10000万円
○完成総額（装置）	5000万円
○前期までの建設仮勘定	
（前々期分）	3000万円
（前期分）	4000万円
合計	7000万円

前期までの建設仮勘定合計をマイナスで記入

「うちソフトウェア」（④無形固定資産の購入費）について

ア 外部から購入したソフトウェアで国立大学法人会計，地方独立行政法人会計又は学校法人会計において「ソフトウェア」として資産計上するものが該当します。

イ コンピュータを機能させるように指令を組み合わせて表現したプログラム等で，プログラム説明書などの関連文書も含まれます。

ウ いわゆるコンテンツは含めません。ただし，ソフトウェアとコンテンツが経済的・機能的に一体不可分の場合は，コンテンツを含めて構いません。

エ 研究以外の業務との共用の場合，使用人数（実際に研究関係業務に従事した割合であん分した人数）などを基準にして，研究部門の経費分をあん分して記入してください。

※ ソフトウェアの保守費は「その他の経費」に含めてください。

（例）研究以外にも使用するソフトウェア（取引単位は1ライセンス）を120人分（うち研究関係従業者数は20人）として1500万円で購入した場合。

1単位（1ライセンス）当たりの金額は，1500万円÷120ライセンス＝12万5000円（※）

※10万円以上となるので，本調査における無形固定資産購入費として計上します。
うち研究費に含める購入費は，12万5000円×20ライセンス（研究関係従業者数）＝250万円

無形固定資産の購入費	656	□ □ □ □ □ □ □ □ 2 5 0
うちソフトウェア	657	□ □ □ □ □ □ □ □ 2 5 0

無形固定資産がソフトウェアのみ
の場合は，同じ金額をそれぞれ
に記入

ソフトウェア開発の委託について

外部へ委託した費用は，「[8]内部で使用した研究費」から除き，「[12]外部へ支出した研究費」に含めて記入してください。

〔9〕理学，工学，農学，保健の性格別研究費

(1) 「総額」(符号660)には、自然科学の研究のみを行っている場合は「〔8〕内部で使用した研究費」の「総額」(符号649)をそのまま転記し、その額を「基礎研究費」・「応用研究費」・「開発研究費」に区分して記入してください。

自然科学以外の研究も行っている場合は、「〔8〕内部で使用した研究費」の「総額」(符号649)のうち、自然科学の研究費を、「総額」(符号660)に記入し、その額を、「基礎研究費」・「応用研究費」・「開発研究費」に区分して記入してください。

なお、自然科学以外の研究しか行っていない場合には、この欄は記入不要です。

(2) 基礎研究費・応用研究費・開発研究費の区分については、調査票にある定義に従って、必要に応じ、研究者に確認するなどして記入してください。

総額 (661~663の計)	660	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
						7	0	0	0	0	0
基礎研究費①	661					3	7	0	0	0	0
応用研究費②	662					2	1	0	0	0	0
開発研究費③	663					1	2	0	0	0	0

【記入例】「〔8〕内部で使用した研究費」7億1000万円のうち、自然科学の分野に使用した研究費が7億円で、そのうち基礎研究に3億7000万円、応用研究に2億1000万円、開発研究に1億2000万円使用した場合。自然科学以外の分野に使用した研究費1000万円はここには記入しません。

※ 人件費に相当する額の記入が漏れやすいので、注意してください。

(参考)

- ①基礎研究…… 自然界に存在する科学的な事実(理論, 法則, 物質, 属性, 性質, 現象など)を発見・立証する研究です。その研究成果は「もともと存在するもの」なので、通常は研究成果の排他的な利用権を主張することはできません(研究成果を他者に公開することは拒否できても、他者が自らそれを発見し、利用することを妨げることはできません)。そのため、基礎研究の成果は一般に学術論文の形で発表されます。
- ②応用研究…… 知られている科学的な事実(この場合は経験則を含む。)を、目的とする用途の役に立つかどうか調べる研究、あるいは既に何かに利用されているものを、別の用途に役立てられないか調べる研究です。「役立つように工夫する」ことも応用研究です。「科学的事実の利用方法」についての研究なので、その成果には一般に排他的な利用権(特許など)が認められます。
- ③開発研究…… 目的の用途に利用できることが確認できた科学的な事実を活用し、付加的な知識を創出して、実社会で実際に利用可能な形(製品, サービス, システム, 装置, 材料, 工

程、薬品など)にする研究です。実社会で利用するために、社会的規制の必要から行われる研究(品質、安全性や経済性の確保など)も含まれます。

(例)

(例1) 電気関係

- | | |
|------|---|
| 基礎研究 | 材料結晶の未知の電子構造・物性を明らかにする研究 |
| 応用研究 | 電子材料として要求される属性(高誘電率, 高電子移動度, 高熱伝導率など)を得るための, 各種の条件下(温度, 組成, 結晶構造など)における物性の研究及び材料合成方法の開発 |
| 開発研究 | 新しい材料を利用した装置の開発 |

(例2) 医薬品関係

- | | |
|------|---|
| 基礎研究 | 新しい化合物を創製してその構造・物性を解明し, 生物に対する効果の探索を行う(スクリーニング)研究 |
| 応用研究 | 製品化の候補となる物質について, 非臨床試験(前臨床試験)を行い, 医薬品としての適応性(有効性, 安全性, 品質など)を確かめる研究 |
| 開発研究 | 工業的製造法の開発, 臨床試験(治験)の実施 |

(例3) ソフトウェア関係

- | | |
|------|--|
| 基礎研究 | 人の音声に最適な量子化(アナログ/デジタル変換)方法の研究, 音声・画像データの数値解析に関する研究 |
| 応用研究 | 実用可能な音声・画像の認識・合成アルゴリズムの開発 |
| 開発研究 | 音声・画像の認識・合成プログラム, 及びそれらを組み込んだアプリケーションの開発 |

調査票第6面

〔10〕 特定目的別研究費

「〔8〕 内部で使用した研究費」の総額のうち、「ライフサイエンス分野」、「情報通信分野」、「環境分野」、「物質・材料分野」、「ナノテクノロジー分野」、「エネルギー分野」、「宇宙開発分野」、「海洋開発分野」の各研究に該当する金額を記入してください（下記の記入例を参照してください）。

研究がどの分野に該当するかについては、次のページの内容例示を参照してください。

また、研究内容が表中の複数の分野にまたがる研究がある場合は、その金額を各分野にそれぞれ記入してください。この場合、複数の分野に金額が重複していても構いません。

各分野の研究費の合計額が「〔8〕 内部で使用した研究費」の総額を超えていても構いません。ただし、個々の分野の金額が、「〔8〕 内部で使用した研究費」の総額を超えることはありません。

※ 人件費に相当する額の記入が漏れやすいので、注意してください。

【記入例】

「〔8〕 内部で使用した研究費」総額7億1000万円は、すべて「情報通信分野」の研究であるが、そのうちの3億円は「環境分野」に、6000万円は「ナノテクノロジー分野」に、3億5000万円は「エネルギー分野」にも関係している研究です。

	664	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円		668	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円			
ライフサイエンス分野 ①													ナノテクノロジー分野 ⑤									6	0	0	0	
情報通信分野 ②						7	1	0	0	0	0		エネルギー分野 ⑥									3	5	0	0	0
環境分野 ③						3	0	0	0	0	0		宇宙開発分野 ⑦													
物質・材料分野 ④													海洋開発分野 ⑧													

【各分野の内容例示】

<p>ライフサイエンス 分野</p>	<p>生命現象・生物機能を解明する基礎的研究から、実験生物、保健・医療に関する研究、環境保全、生物の工業利用、食料資源の開発、生物によるエネルギー開発など、生命科学に係る研究を幅広くとらえています。また、生命倫理や法制度など関連する人文・社会科学的な研究も含まれます。</p>
<p>情報通信分野</p>	<p>集積回路や電子機器材料などハードウェアに関する研究開発、データ通信技術やソフトウェア（OS 等システムプログラムのみでなく、アプリケーションも含む。）に関する設計開発のほか、画像処理、暗号・認証技術や遠隔医療診断など情報処理技術の利用法に関する研究、ネットワーク高度化技術の研究、高度コンピューティング技術の研究、ヒューマンインターフェース技術の研究などをいいます。</p>
<p>環境分野</p>	<p>自然環境保護、環境汚染対策を目的とする自然科学的研究のほか、環境税制、都市計画、社会制度（ゴミの回収等）など環境問題に関連する人文・社会科学的な研究も含まれます。いわゆる省エネに関する技術も広く含めます。</p>
<p>物質・材料分野</p>	<p>情報通信や医療等の基盤となる原子・分子サイズでの物質の構造及び形状の解明・制御や、表面、界面等の制御等の物質・材料技術、及び省エネルギー・リサイクル・省資源に応える付加価値の高いエネルギー・環境用物質・材料技術、並びに安全な生活空間を保障するための安全空間創成材料技術等に関する研究をいいます。</p>
<p>ナノテクノロジー 分野</p>	<p>ナノ（10 億分の 1）メートルのオーダーで原子・分子を操作・制御すること等により、ナノサイズ特有の物質物性等を利用した新しい機能を発現させる研究等をいいます。具体的には、ナノレベルで物質構造等を制御することで、超高強度化、超軽量化、超高効率発光等の革新的機能を有するナノ物質・材料、超微細化技術や量子効果の活用等により、次世代の超高速通信、超高速情報処理を実現するナノ情報デバイス、体内の患部に極小のシステムを直接送達し、診断・治療する医療技術、様々な生物現象をナノメートルレベルで観察し、そのメカニズムを活用し制御するナノバイオロジーなどの研究開発をいいます。</p>
<p>エネルギー分野</p>	<p>化石燃料、地熱・太陽・風力・海洋・生物等の自然、原子力などエネルギー源の開発に関する研究（特殊な材料など周辺技術も含まれます。）と、エネルギー消費の効率化（いわゆる省エネ）に関する研究をいいます。また、炭素税などエネルギー問題に関連する人文・社会科学的な研究も含まれます。</p>
<p>宇宙開発分野</p>	<p>衛星搭載機器、宇宙用耐熱材料、衛星通信、衛星写真の解析による資源探査など、宇宙空間の利用に係る研究を幅広くいいます。ただし、天体観測や宇宙線の観測など、天文学に属する学術的な研究は含みません。</p>
<p>海洋開発分野</p>	<p>魚介類の養殖、海洋生物資源の調査計測、海底油田探査技術、海水からの金属抽出、潮汐発電など、海洋を利用することを目的とする研究を幅広く含めています。ただし、船舶など海上輸送機器の設計開発は除きます。</p>

〔11〕外部から受け入れた研究費

ア 左側の「受入額」の欄には、外部から受け入れた研究費を、25～26 ページの「組織分類表」によって分類して記入してください。

総 額 (673～684の計) (686～697の計)		受 入 額								うち内部で使用した研究費												
		672	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	685	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万
										5600											5350	
公 的 機 関	国	673									686											
	地方公共団体	674									687											
	国・公立大学	675								2500	688											2500
	国・公営、独立行政 法人等の研究機関	676									689											
	公営企業・公庫等	677									690											
	そ の 他	678								2500	691											2500
会 社	679									692												
私 立 大 学	680									693												
非 営 利 団 体	681								150	694												
海 外	会 社	682							450	695											350	
	大 学	683								696												
	そ の 他	684								697												

イ 右側の「うち内部で使用した研究費」の欄には、左側の額のうち、平成30年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間に内部で使用した分（「〔8〕内部で使用した研究費」に含まれている額）を記入してください。なお、「〔12〕外部へ支出した研究費」は含みません。

上記期間内に内部での研究にすべて使用していれば「受入額」と同額になりますが、外部への研究の再委託や来期への繰り越しを行っている場合は、「受入額」よりも少なくなります。

※ この欄の値が「〔8〕内部で使用した研究費」より大きくなることはありません。

- (1) 研究を行うことを目的として受け入れた資金を記入します。
ただし、会社や他の研究機関から試作品の製作や試験・検査などの業務を受託した場合の代金は「外部から受け入れた研究費」とはしません（委託した側の研究費（原材料費、その他の経費）となります。）。
- (2) 借入金など、いずれ返済される資金は、研究目的で使用したとしても「外部から受け入れた研究費」には含めません。
- (3) 平成29年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間に受け取り、未使用のまま繰り越した資金については記入しません。
なお、この資金を会計年度を区別せずに管理しているなどの理由により、「うち内部で使用した

研究費」がどの年度の分を使用したのか判別できない場合は、平成 30 年 3 月 31 日又はこの直近の決算日からさかのぼる 1 年間に受け入れた分を使用したものとみなします。

- (4) 私立学校振興助成法に基づく経常費補助金は、その用途が限定されていませんが、補助金のうち研究関係業務に使用されたとみなされる額を、「外部から受け入れた研究費」として記入してください（通常、同じ額が右側の「うち内部で使用した研究費」に計上されます。）。
- (5) 国立大学や高等専門学校が国から受け入れた運営費交付金及び施設整備費補助金は、「外部から受け入れた研究費」には含めません（自己資金として扱います）。
ただし、年度途中で追加配分された補助金等は、研究関係業務に使用されたとみなされる額を「外部から受け入れた研究費」として記入してください。
- (6) 分担金（受入）は、直近の受入れ先に記入してください。

調査票第8面

〔12〕外部へ支出した研究費

企業、非営利団体・公的機関、大学等へ研究を行わせることを目的として支出した費用を記入してください。共同研究機関や研究組合への出資や寄附も含まれます。支出先の分類については 25～26 ページ「組織分類表」に従って記入してください。

- (1) 用途を定めない一般的経費の補助は除きます。
- (2) 試作品の製作や試験・検査などを外部委託した場合、その費用は「外部へ支出した研究費」ではなく、「〔8〕内部で使用した研究費」（原材料費、その他の経費）に記入してください。
- (3) 繰り越し資金による研究委託

平成 29 年 3 月 31 日又はこの直近の決算日からさかのぼる 1 年間に外部から受け入れ、未使用のまま繰り越した資金は、期首に自己資金に組み入れられたものとして扱います。

したがって、前期から繰り越した資金を用いて外部に研究を委託した場合、その金額は「うち自己資金から支出した研究費」に計上されるので、注意してください。

- (4) 分担金（支出）は、直近の支出先に記入してください。

【〔11〕外部から受け入れた研究費と〔12〕外部へ支出した研究費の関係性について】

〔11〕外部から受け入れた研究費と〔12〕外部へ支出した研究費では下図のように **A ≥ B** が必ず成り立ちます。

【11】外部から受け入れた研究費を記入してください

総 額 (673～684の計) (686～697の計)	受 入 額 ①		うち内部で使用した研究費 ②	
	672	685	685	685
	千	百	十	万
	円	円	円	円
		14000	5000	

A ①－②
=9000 (万円)

【12】外部へ支出した研究費を記入してください

総 額 (699～708の計) (710～719の計)	支 出 額 ③		うち自己資金から支出した研究費 ④	
	698	709	709	709
	千	百	十	万
	円	円	円	円
		5000	2000	

B ③－④
=3000 (万円)

A ≥ B が成り立たない場合は、前期に未使用のまま繰り越した資金のうち、今期に外部へ支出した研究費が、期首の自己資金として上図の④欄に組み入れられておらず、〔12〕(3)の取扱いとなっていないなどの事例が考えられますので、ご確認ください。

組 織 分 類 表

区 分	区 分 の 説 明																																							
①国	「③国・公立大学」，「④国・公営，独立行政法人等の研究機関」のいずれにも該当しない国の組織																																							
②地方公共団体	「③国・公立大学」，「④国・公営，独立行政法人等の研究機関」，「⑤公営企業・公庫等」のいずれにも該当しない地方公共団体の組織																																							
③国・公立大学	国立の大学（大学院研究科，大学附属病院，附属研究施設を含む。），短期大学，高等専門学校，大学共同利用機関及び独立行政法人国立高等専門学校機構																																							
④国・公営，独立行政法人等の研究機関	<p>○国・公営の研究機関</p> <p>国立・公立の研究所，研究センター，病院附属研究所，試験場，検査場，教育センター，科学センター，技術センター，環境センター，森林センター，海洋センター等</p> <p>○研究を行うことを主な目的とする法人</p> <p>〈独立行政法人，国立研究開発法人〉</p> <table border="0"> <tr> <td>医薬基盤・健康・栄養研究所（NIB10）</td> <td>国立成育医療研究センター（NCCHD）</td> <td>石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）</td> </tr> <tr> <td>宇宙航空研究開発機構（JAXA）</td> <td>国立精神・神経医療研究センター（NCNP）</td> <td>土木研究所（PWRI）</td> </tr> <tr> <td>海洋研究開発機構（JAMSTEC）</td> <td>国立長寿医療研究センター（NCGG）</td> <td>日本医療研究開発機構（AMED）</td> </tr> <tr> <td>海上・港湾・航空技術研究所</td> <td>国立特別支援教育総合研究所（NISE）</td> <td>日本学術振興会（JSPS）</td> </tr> <tr> <td>科学技術振興機構（JST）</td> <td>産業技術総合研究所（AIST）</td> <td>日本原子力研究開発機構（JAEA）</td> </tr> <tr> <td>経済産業研究所（RIETI）</td> <td>酒類総合研究所（NRIB）</td> <td>農業・食品産業技術総合研究機構（NARO）</td> </tr> <tr> <td>建築研究所（BRI）</td> <td>自動車技術総合機構</td> <td>物質・材料研究機構（NIMS）</td> </tr> <tr> <td>国際農林水産業研究センター（JIRCAS）</td> <td>情報通信研究機構（NICT）</td> <td>防災科学技術研究所（NIED）</td> </tr> <tr> <td>国立科学博物館（NMNS）</td> <td>新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）</td> <td>理化学研究所（RIKEN）</td> </tr> <tr> <td>国立環境研究所（NIES）</td> <td>森林研究・整備機構（FFPRI）</td> <td>量子科学技術研究開発機構</td> </tr> <tr> <td>国立がん研究センター（NCC）</td> <td>水産研究・教育機構</td> <td>労働者健康安全機構</td> </tr> <tr> <td>国立国際医療研究センター（NCGM）</td> <td></td> <td>労働政策研究・研修機構（JILPT）</td> </tr> <tr> <td>国立循環器病研究センター（NCVC）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	医薬基盤・健康・栄養研究所（NIB10）	国立成育医療研究センター（NCCHD）	石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）	宇宙航空研究開発機構（JAXA）	国立精神・神経医療研究センター（NCNP）	土木研究所（PWRI）	海洋研究開発機構（JAMSTEC）	国立長寿医療研究センター（NCGG）	日本医療研究開発機構（AMED）	海上・港湾・航空技術研究所	国立特別支援教育総合研究所（NISE）	日本学術振興会（JSPS）	科学技術振興機構（JST）	産業技術総合研究所（AIST）	日本原子力研究開発機構（JAEA）	経済産業研究所（RIETI）	酒類総合研究所（NRIB）	農業・食品産業技術総合研究機構（NARO）	建築研究所（BRI）	自動車技術総合機構	物質・材料研究機構（NIMS）	国際農林水産業研究センター（JIRCAS）	情報通信研究機構（NICT）	防災科学技術研究所（NIED）	国立科学博物館（NMNS）	新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）	理化学研究所（RIKEN）	国立環境研究所（NIES）	森林研究・整備機構（FFPRI）	量子科学技術研究開発機構	国立がん研究センター（NCC）	水産研究・教育機構	労働者健康安全機構	国立国際医療研究センター（NCGM）		労働政策研究・研修機構（JILPT）	国立循環器病研究センター（NCVC）		
医薬基盤・健康・栄養研究所（NIB10）	国立成育医療研究センター（NCCHD）	石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）																																						
宇宙航空研究開発機構（JAXA）	国立精神・神経医療研究センター（NCNP）	土木研究所（PWRI）																																						
海洋研究開発機構（JAMSTEC）	国立長寿医療研究センター（NCGG）	日本医療研究開発機構（AMED）																																						
海上・港湾・航空技術研究所	国立特別支援教育総合研究所（NISE）	日本学術振興会（JSPS）																																						
科学技術振興機構（JST）	産業技術総合研究所（AIST）	日本原子力研究開発機構（JAEA）																																						
経済産業研究所（RIETI）	酒類総合研究所（NRIB）	農業・食品産業技術総合研究機構（NARO）																																						
建築研究所（BRI）	自動車技術総合機構	物質・材料研究機構（NIMS）																																						
国際農林水産業研究センター（JIRCAS）	情報通信研究機構（NICT）	防災科学技術研究所（NIED）																																						
国立科学博物館（NMNS）	新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）	理化学研究所（RIKEN）																																						
国立環境研究所（NIES）	森林研究・整備機構（FFPRI）	量子科学技術研究開発機構																																						
国立がん研究センター（NCC）	水産研究・教育機構	労働者健康安全機構																																						
国立国際医療研究センター（NCGM）		労働政策研究・研修機構（JILPT）																																						
国立循環器病研究センター（NCVC）																																								
⑤公営企業・公庫等	<p>○公営事業を営む国・地方公共団体の機関</p> <p>上水道・簡易水道・工業用水道事業，交通事業，電気事業，ガス事業，下水道事業，病院事業（病院附属研究所を除く。），市場事業，と畜事業，観光施設事業，駐車場整備事業などの公営事業を営む国・地方公共団体の機関</p> <p>○産業連関表において生産活動主体が「産業」に分類されている法人（「④国・公営，独立行政法人等の研究機関」に該当するものを除く。）</p> <p>〈独立行政法人〉</p> <table border="0"> <tr> <td>奄美群島振興開発基金</td> <td>造幣局</td> <td>農林漁業信用基金</td> </tr> <tr> <td>医薬品医療機器総合機構</td> <td>大学入試センター</td> <td>福祉医療機構</td> </tr> <tr> <td>国際協力機構</td> <td>中小企業基盤整備機構</td> <td>水資源機構</td> </tr> <tr> <td>国立印刷局</td> <td>鉄道建設・運輸施設整備支援機構</td> <td>郵便貯金・簡易生命保険管理機構</td> </tr> <tr> <td>大学改革支援・学位授与機構</td> <td>都市再生機構</td> <td>地方独立行政法人（病院）</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構</td> <td>日本学生支援機構</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅金融支援機構</td> <td>日本スポーツ振興センター</td> <td></td> </tr> </table> <p>〈特殊法人，認可法人等〉</p> <table border="0"> <tr> <td>沖縄振興開発金融公庫</td> <td>電力広域運営推進機関</td> <td>日本中央競馬会</td> </tr> <tr> <td>原子力損害賠償・廃炉等支援機構</td> <td>日本銀行</td> <td>日本放送協会</td> </tr> <tr> <td>地方競馬全国協会</td> <td>日本司法支援センター</td> <td>農水産業協同組合貯金保険機構</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体金融機構</td> <td>日本赤十字社</td> <td>預金保険機構</td> </tr> </table>	奄美群島振興開発基金	造幣局	農林漁業信用基金	医薬品医療機器総合機構	大学入試センター	福祉医療機構	国際協力機構	中小企業基盤整備機構	水資源機構	国立印刷局	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	大学改革支援・学位授与機構	都市再生機構	地方独立行政法人（病院）	国立病院機構	日本学生支援機構		住宅金融支援機構	日本スポーツ振興センター		沖縄振興開発金融公庫	電力広域運営推進機関	日本中央競馬会	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	日本銀行	日本放送協会	地方競馬全国協会	日本司法支援センター	農水産業協同組合貯金保険機構	地方公共団体金融機構	日本赤十字社	預金保険機構						
奄美群島振興開発基金	造幣局	農林漁業信用基金																																						
医薬品医療機器総合機構	大学入試センター	福祉医療機構																																						
国際協力機構	中小企業基盤整備機構	水資源機構																																						
国立印刷局	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	郵便貯金・簡易生命保険管理機構																																						
大学改革支援・学位授与機構	都市再生機構	地方独立行政法人（病院）																																						
国立病院機構	日本学生支援機構																																							
住宅金融支援機構	日本スポーツ振興センター																																							
沖縄振興開発金融公庫	電力広域運営推進機関	日本中央競馬会																																						
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	日本銀行	日本放送協会																																						
地方競馬全国協会	日本司法支援センター	農水産業協同組合貯金保険機構																																						
地方公共団体金融機構	日本赤十字社	預金保険機構																																						

区 分	区 分 の 説 明																																																																																										
公的機関 (続き) ⑥その他	<p>○「③国・公立大学」, 「④国・公営, 独立行政法人等の研究機関」, 「⑤公営企業・公庫等」, 「⑦会社」, 「⑧私立大学」のいずれにも該当しないもの</p> <p>〈独立行政法人〉</p> <table border="0"> <tr> <td>海技教育機構</td> <td>国立青少年教育振興機構</td> <td>日本貿易振興機構</td> </tr> <tr> <td>家畜改良センター</td> <td>国立重度知的障害者</td> <td>地域医療機能推進機構</td> </tr> <tr> <td>環境再生保全機構</td> <td>総合施設のぞみの園</td> <td>年金積立金管理運用独立行政法人</td> </tr> <tr> <td>教職員支援機構</td> <td>国立女性教育会館</td> <td>農業者年金基金</td> </tr> <tr> <td>勤労者退職金共済機構</td> <td>国立美術館</td> <td>農畜産業振興機構</td> </tr> <tr> <td>空港周辺整備機構</td> <td>国立文化財機構</td> <td>農林水産消費安全技術センター</td> </tr> <tr> <td>工業所有権情報・研修館</td> <td>自動車事故対策機構</td> <td>北方領土問題対策協会</td> </tr> <tr> <td>航空大学校</td> <td>情報処理推進機構</td> <td>地方独立行政法人 (③～⑤に該当するものを除く)</td> </tr> <tr> <td>高齢・障害・求職者雇用支援機構</td> <td>製品評価技術基盤機構</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際観光振興機構</td> <td>駐留軍等労働者労務管理機構</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際交流基金</td> <td>統計センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国民生活センター</td> <td>日本芸術文化振興会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国立公文書館</td> <td>日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td></td> </tr> </table> <p>〈特殊法人, 認可法人等〉</p> <table border="0"> <tr> <td>外国人技能実習機構</td> <td>全国市町村職員共済組合連合会</td> <td>日本行政書士会連合会</td> </tr> <tr> <td>企業年金連合会</td> <td>全国社会保険労務士会連合会</td> <td>日本司法書士会連合会</td> </tr> <tr> <td>危険物保安技術協会</td> <td>全国商工会連合会</td> <td>日本商工会議所</td> </tr> <tr> <td>漁船保険中央会</td> <td>全国中小企業団体中央会</td> <td>日本消防検定協会</td> </tr> <tr> <td>銀行等保有株式取得機構</td> <td>全国土地改良事業団体連合会</td> <td>日本私立学校振興・共済事業団</td> </tr> <tr> <td>軽自動車検査協会</td> <td>全国農業会議所</td> <td>日本税理士会連合会</td> </tr> <tr> <td>健康保険組合連合会</td> <td>全国農業協同組合中央会</td> <td>日本電気計器検定所</td> </tr> <tr> <td>建設業労働災害防止協会</td> <td>地方議会議員共済会</td> <td>日本土地家屋調査士会連合会</td> </tr> <tr> <td>高圧ガス保安協会</td> <td>地方公共団体情報システム機構</td> <td>日本年金機構</td> </tr> <tr> <td>港湾貨物運送事業労働災害防止協会</td> <td>地方公務員共済組合連合会</td> <td>日本弁理士会</td> </tr> <tr> <td>国家公務員共済組合連合会</td> <td>地方公務員災害補償基金</td> <td>日本水先人会連合会</td> </tr> <tr> <td>自動車安全運転センター</td> <td>中央職業能力開発協会</td> <td>日本郵政共済組合</td> </tr> <tr> <td>社会保険診療報酬支払基金</td> <td>中央労働災害防止協会</td> <td>農林中央金庫</td> </tr> <tr> <td>消防団員等公務災害補償等共済基金</td> <td>日本勤労者住宅協会</td> <td>陸上貨物運送事業労働災害防止協会</td> </tr> <tr> <td>石炭鉱業年金基金</td> <td>日本下水道事業団</td> <td>林業・木材製造業労働災害防止協会</td> </tr> <tr> <td>全国漁業共済組合連合会</td> <td>日本公認会計士協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全国健康保険協会</td> <td>日本小型船舶検査機構</td> <td></td> </tr> </table>	海技教育機構	国立青少年教育振興機構	日本貿易振興機構	家畜改良センター	国立重度知的障害者	地域医療機能推進機構	環境再生保全機構	総合施設のぞみの園	年金積立金管理運用独立行政法人	教職員支援機構	国立女性教育会館	農業者年金基金	勤労者退職金共済機構	国立美術館	農畜産業振興機構	空港周辺整備機構	国立文化財機構	農林水産消費安全技術センター	工業所有権情報・研修館	自動車事故対策機構	北方領土問題対策協会	航空大学校	情報処理推進機構	地方独立行政法人 (③～⑤に該当するものを除く)	高齢・障害・求職者雇用支援機構	製品評価技術基盤機構		国際観光振興機構	駐留軍等労働者労務管理機構		国際交流基金	統計センター		国民生活センター	日本芸術文化振興会		国立公文書館	日本高速道路保有・債務返済機構		外国人技能実習機構	全国市町村職員共済組合連合会	日本行政書士会連合会	企業年金連合会	全国社会保険労務士会連合会	日本司法書士会連合会	危険物保安技術協会	全国商工会連合会	日本商工会議所	漁船保険中央会	全国中小企業団体中央会	日本消防検定協会	銀行等保有株式取得機構	全国土地改良事業団体連合会	日本私立学校振興・共済事業団	軽自動車検査協会	全国農業会議所	日本税理士会連合会	健康保険組合連合会	全国農業協同組合中央会	日本電気計器検定所	建設業労働災害防止協会	地方議会議員共済会	日本土地家屋調査士会連合会	高圧ガス保安協会	地方公共団体情報システム機構	日本年金機構	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	地方公務員共済組合連合会	日本弁理士会	国家公務員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金	日本水先人会連合会	自動車安全運転センター	中央職業能力開発協会	日本郵政共済組合	社会保険診療報酬支払基金	中央労働災害防止協会	農林中央金庫	消防団員等公務災害補償等共済基金	日本勤労者住宅協会	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	石炭鉱業年金基金	日本下水道事業団	林業・木材製造業労働災害防止協会	全国漁業共済組合連合会	日本公認会計士協会		全国健康保険協会	日本小型船舶検査機構	
海技教育機構	国立青少年教育振興機構	日本貿易振興機構																																																																																									
家畜改良センター	国立重度知的障害者	地域医療機能推進機構																																																																																									
環境再生保全機構	総合施設のぞみの園	年金積立金管理運用独立行政法人																																																																																									
教職員支援機構	国立女性教育会館	農業者年金基金																																																																																									
勤労者退職金共済機構	国立美術館	農畜産業振興機構																																																																																									
空港周辺整備機構	国立文化財機構	農林水産消費安全技術センター																																																																																									
工業所有権情報・研修館	自動車事故対策機構	北方領土問題対策協会																																																																																									
航空大学校	情報処理推進機構	地方独立行政法人 (③～⑤に該当するものを除く)																																																																																									
高齢・障害・求職者雇用支援機構	製品評価技術基盤機構																																																																																										
国際観光振興機構	駐留軍等労働者労務管理機構																																																																																										
国際交流基金	統計センター																																																																																										
国民生活センター	日本芸術文化振興会																																																																																										
国立公文書館	日本高速道路保有・債務返済機構																																																																																										
外国人技能実習機構	全国市町村職員共済組合連合会	日本行政書士会連合会																																																																																									
企業年金連合会	全国社会保険労務士会連合会	日本司法書士会連合会																																																																																									
危険物保安技術協会	全国商工会連合会	日本商工会議所																																																																																									
漁船保険中央会	全国中小企業団体中央会	日本消防検定協会																																																																																									
銀行等保有株式取得機構	全国土地改良事業団体連合会	日本私立学校振興・共済事業団																																																																																									
軽自動車検査協会	全国農業会議所	日本税理士会連合会																																																																																									
健康保険組合連合会	全国農業協同組合中央会	日本電気計器検定所																																																																																									
建設業労働災害防止協会	地方議会議員共済会	日本土地家屋調査士会連合会																																																																																									
高圧ガス保安協会	地方公共団体情報システム機構	日本年金機構																																																																																									
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	地方公務員共済組合連合会	日本弁理士会																																																																																									
国家公務員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金	日本水先人会連合会																																																																																									
自動車安全運転センター	中央職業能力開発協会	日本郵政共済組合																																																																																									
社会保険診療報酬支払基金	中央労働災害防止協会	農林中央金庫																																																																																									
消防団員等公務災害補償等共済基金	日本勤労者住宅協会	陸上貨物運送事業労働災害防止協会																																																																																									
石炭鉱業年金基金	日本下水道事業団	林業・木材製造業労働災害防止協会																																																																																									
全国漁業共済組合連合会	日本公認会計士協会																																																																																										
全国健康保険協会	日本小型船舶検査機構																																																																																										
⑦会社	株式会社 (日本たばこ産業株式会社, 日本電信電話株式会社などの特殊法人である会社を含む。), 有限会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社, 相互会社及び個人で経営する形態の企業																																																																																										
⑧私立大学	私立の大学 (大学院, 大学附属病院, 研究所を含む。), 短期大学, 高等専門学校, 学校法人が設立する研究所, 放送大学																																																																																										
⑨非営利団体	他の区分に含まれない法人, 団体, 個人 例 公益財団法人, 一般財団法人, 公益社団法人, 一般社団法人, 特定非営利活動法人 (NPO), 宗教法人, 医療法人, 社会福祉法人, 生活協同組合, 農業協同組合, 事業協同組合, 企業組合, 技術研究組合, 労働組合, 後援会, 同窓会																																																																																										
海外 ⑩会社	海外の会社 (海外現地法人, 公営企業を含む。)																																																																																										
⑪大学	海外の大学 (大学院, 附属病院・研究所を含む。), その他の高等教育機関 (附属病院・研究所を含む。)																																																																																										
⑫その他	その他の海外の組織 (「⑩大学」に該当しない政府機関, 国・公立の研究所, 非営利団体, 国際機関など)																																																																																										

統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 （略）

第七章 罰則

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二・三 （略）